

2012年6月23日(土)
わくわく探検隊



(東漸寺 境内 集合写真)



 ニコニコBOX

鈴木悦朗会長

高橋 修バスト会長より 昨年7月にバトンを受けて 若輩ながら伝統ある松戸北ロータリークラブの会長を務めさせていただきました。一年間に亘るご協力ありがとうございました。至らぬ点が多々あったかと思えます。次週からは 長島会長のもと40周年をむかえる松戸北ロータリークラブを皆さんで盛り上げていきましょう。

児山守治幹事

皆さまには一年間お世話になり大へん ありがとうございます。

小林 弘会員

鈴木・児山年度も本日が最終例会ですね 大変ごくろう様でした。活気のある松戸北ロータリークラブの一年間でした。その記念すべき最終例会と夜の新旧委員長会議とも 所用にて仮欠席になりますことお詫び申し上げます。

吉田俊一会員

鈴木会長・児山幹事年度 格調高い例会はじめ素晴らしい年度でした ご苦労様でした。又 ニコニコ委員会にもご支援いただきありがとうございます。

高橋 清会員

鈴木会長・児山幹事年度も今日が最終例会一年間ご苦労様でした。今後とも当クラブ発展のためよろしくお願いします。

崎谷延好会員

先日の家族移動例会では皆様の御協力が無事終ることができました。ありがとうございました。

高橋 修会員

私 あと3日で62才(シクスティツー)家内57才(フィフティセブン)町会長やら防火協会やら いそがしく動いております。年令の80%で考えて(50才?)がんばります。



WEEKLY REP  RT

国際ロータリー第2790地区第12分区
松戸北ロータリークラブ



四つのテスト

- 言行はこれに照らしてから
- 1・真実かどうか
 - 2・みんなに公平か
 - 3・好意と友情を深めるか
 - 4・みんなのためになるかどうか

第1923回 最終例会 (第 48 週) 2012年 6月26日(火)

国際ロータリー会長カルヤン・パネルジー
第2790地区ガバナー 山田修平
第12分区ガバナー補佐 安井克一
松戸北ロータリークラブ会長 鈴木悦朗
松戸北ロータリークラブ幹事 児山守治

例会日 - 毎週火曜日12:30より(第1例会18:30)
例会場 - 松戸市根木内249-7 北小金ポウル1F
事務所 - 松戸市根木内249-7 榊山安内
TEL/FAX - 047-344-5696 / 047-344-5696
Web/Mail - www.rc2790-12.jp / kanji@rc2790-12.jp



ロータリーの実践倫理

「最もよく奉仕するものは、最もよく報われる」 He profits most who serves best.

《会報・IT・雑誌
・広報委員会》

委員長：伊師 剛迪
委員：平田 洋一

副委員長：大川 隆永
委員：高崎 卓哉

社会奉仕基金
3,519円

The Ideal of Service (奉仕の理想) にむけて夢を追いかけよう

会長挨拶：鈴木悦朗

松戸北ロータリークラブが支援している地域と小金小学校が協力して行う最大のイベント、6月23日の第14回小金わくわく探検隊は、小金小学校の4・5年生249名と6年生スタッフ117名の366名の子どもたちが参加し、おかげさまで、晴天のもと無事終えることができました。この様子は昨日コアラテレビで放映されたと思います。

「小金わくわく探検隊」は、新世代奉仕として、地域の大人や子供達が自分のまちの探検を通じて、自分達が知らなかったまちの歴史や魅力を再発見し、まちに愛着がもてるためのはじめのきっかけとなればと考えています。

この活動は一過性のイベントではなく、毎年テーマごとに掘り下げ、継続性と発展性をもった活動として、平成11年から始まり、今年度は第14回目の開催となりました。子ども達にまちのすばらしさを継続的に教育していくことは、将来的な地域のまちづくりの担い手を育てていくこととなります。

「わくわく探検隊」は普段なかなか入れないところに入れたり、先生方や街の人が仮装をしてくれたりして評判がいいことから、今回より「わくわく探検隊」を小金小学校の特色として4・5・6年生の正式な「総合学習の時間」の中での学習テーマとして取り上げていくことになりました。

地元の方々や子供達が、自分達のまちの魅力や歴史性をまちの財産として受継ぎ、自分達のまちで住んでみたい、商売してみたい、働いてみたいまちに感じてほしいものです。

さて、今日フェイスブックを見ていたら、「人・企業・社会の持続的な成長を支援するITO Fuminori Consulting」さんが筑波大学で【人は何に共感するのか?】という研修を行ってテーブルセッションの意見をまとめたものがよかったのでご紹介させていただきます。

【人は何に共感するのか?】

- 人は、楽しいもの、面白いものに共感する。
- 人は、心に響く、イメージしやすいものに共感する。
- 人は、誰かの経験を自分の経験と照らし合わせて共感する。
- 人は、人の笑顔・ほほえみ・涙・意志が伝わる表情に共感する。
- 人は、誰かのために尽くそうとする姿勢に共感する。

- 人は、人の本気の思い・夢・志に共感する。
- 人は、人の熱意・諦めない姿勢に共感する。
- 人は、人の正直さ・誠実さ・潔さに共感する。
- 人は、人の喜怒哀楽に共感する。
- 人は、人の勇気ある行動に共感する。
- 人は、人の美しさ・優しさに共感する。

ロータリークラブは人に対する思いやりや人のためにつくすという奉仕の理想という基本理念を持っています。ロータリーでいう Service とは人のためにつくすこと。ビジネスでもServiceの心がけはシェルドンの言葉を借りれば「永続的な顧客を得る道」であり、信用を増して繁栄への道につながります。

人に対する思いやりや人のためにつくすあるいは人とつながっていく第一歩は「共感」だと思えます。

親睦と奉仕の両輪であり、ただ単に楽しむだけでなく、ロータリアン同士が共感し、深い信頼、自分の足らざるところを他のロータリアンから学ぶ姿勢を大切にしながら、奉仕理念を研鑽し、自己改善を図り、クラブの外では奉仕の心を適用して、職業奉仕・新世代育成を含む社会奉仕・国際奉仕を実践しようではありませんか。

先日、聖路加の日野原先生が100才になってからフェイスブックをはじめ、若い世代のために、人生は挑戦であると「新人類」ならぬ「新老人の会」を立ち上げました。毎日素晴らしいひとことを発信しつづけています。元気な人、ポジティブで楽しい人のところに人は集まります。90才になったからもうそろそろとはいってられませんね。一生青春、ロータリアンはいくつになっても「もうダメだよ」、「忙しい」といわず奉仕の理想にむけてがんばるうではありませんか。私は教育の世界にいますのでよくわかりますが、人が育つには人的環境には大きいものがあります。ポジティブな人のいる環境の中で、NOといわない若い人が育ちます。

入りにて学び、出でて奉仕せよ「Enter to learn ,Go forth to serve」

なおいっそうスタイルを磨き、奉仕の理想にむけて夢を追いかけようではありませんか。今年度の方針として、会員増強、例会の充実、スタイルを磨こうという項目とともに挙げたのが、委員会活動の充実です。どれも自分なりには達成できたのではないかと思います。おかげさまで長いようで短い1年でありました

7月からいよいよ長島会長高橋一彦幹事に引き継ぎ、40周年を迎える松戸北ロータリークラブを皆さんで盛り上げていきましょう。

ありがとうございました。

今日は新入会員のイニシエーションスピーチを織田 証会員に行っていただきます。どうぞご静聴ください。

幹事報告：児山守治

1. 松戸市長より・・・寄付受け入れ書 10万円のお礼が届いております
2. 松戸市立小金中学校長 佐藤知行様よりロボカップ世界大会出場のためのお礼が届いております。

「卓話」

織田 証会員



最近の税務調査の傾向と対策

税務調査の概要

「税務調査」とはよく聞く言葉ですが、なにせ数年に一度、オリンピックより頻度の低いイベントで、今まで一度も経験のない会社も多いでしょうから、なじみがないのは当然かと思えます。では実施状況は、どのくらいかと言いますと、全国で確定申告をしている会社が約300万件ありますが、そのうち税務調査が実施されているのは13~14万件位で比率ですと、おおよそ4.6%程度でこれで考えますと20年~25年に一度の計算になりますが、逆にそれ以上の頻度で行われているように感じられます。

それは、税務署が調査の対象とする会社を前もって選別しているからです、ではその基準とは、あくまで基準ですが

- ・売上が100億円以上あるような大きな会社：3~4年に一度
- ・売上や利益が大幅に伸びている会社：4~5年に一度
- ・税務署に管理されている業種の会社：4~5年に一度
- ・過去に重加算税を課されことのある会社：3~4年に一度

で、これらをもとにして、次は下記のような会社を選ぶようです

- 1、所得率の変動・・・いわゆる粗利や営業利益が前年に比べて大きく動いている
- 2、同業他社と比較して、利益率や経費に大きな差がある
- 3、ある特定の勘定科目に大幅な変動がある
- 4、特別な科目がいきなり発生した。例えば退職金や貸倒など税務署は、上記のような事に関してかなり詳なデータをもって比較しているみたいです。

実際調査にあたって

だれしも考える事とは思「税務調査を断りたい」ですがこれは、はっきり言って出来ません 内容は、はぶきますが法人税法第153条及び第162条の規定により、税務署の調査官は「質問 検査権」を持っていますので、これに対して拒否は出来ませんし加えて「黙秘権」も当然「虚偽」の発言もこれは、罰則規定がありますので、注意して下さい。

但し、税務調査は「今すぐ」「その場」で受けなければならないわけではありませんので、日時はこちらの都合でよく相談して下さい。

調査員について

当然、調査員は公務員ですので、その出世や昇給は年功序列と思いがちですが、調査員に関しては、完全ではありませんが、実力主義です、だからよく年下の上役がいたりします、で、そのポイントですが 実地調査率・・・これは評価というよりノルマです、年間30~35件の調査は絶対です。増差所得額・・・調査の前と後での利益の差額です、当然大きいほうがOKです。不正発見割合・・・重加算税対象の増差所得（詳しい説明は、はぶきますが要は意図した所得隠しと認定されたものです）

以上 こういったポイントで評価されるみたいです

以上、基本的な事を、かいつまんで説明しましたが、特に税務調査があるからと、心配する必要はありません（時間を拘束されるのは困ったものですが）、普段の処理に間違いがないか、チェックをしてもらうつもりで、気楽にのぞまれた方がよいと思います。



ロータリーの奉仕哲学「超我の奉仕」Service above self

このServiceの意味は人のためにつくすこと。ビジネスでもServiceの心がけはシェルドンの言葉を借りれば「永続的な顧客を得る道」であり、信用を増して繁栄への道につながる。